



松阪市

おくやみ ハンドブック

死亡届を提出された後の様々な行政手続きについて、
松阪市役所おくやみコーナー(本庁1階)にてご案内しています。
おくやみコーナーのご利用には[事前予約](#)が必要です。

詳細は[手続き方法\(P2\)](#)をご確認ください。



ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな手続きなどが生じてくるかと存じます。

松阪市では、それらのうち、主に市へ申請・届出いただく分を少しでも分りやすく簡単に済ませていただけるよう『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。
どうぞ、ご利用ください。

松阪市長 竹上 真人

市役所の手続きについて

市役所内の手続き方法は【郵送】または【対面】の2種類です。
※どちらの方法でも書類の内容は全く同じですので、家で記入するか
市役所で記入するだけの違いです。

平日お忙しい方は【郵送】手続きがおすすめです



市役所へ行かずに自宅から簡単に手続きが出来るため、
持ち物忘れや時間の心配がいない手続き方法です。
遠方の方や平日お忙しい方にとって最適です。

手順① 右記の二次元コードを読み取り、必要事項を入力。

手順② 相続人代表者宛に必要な書類が送付されます。
(申請確認から最短3営業日後に発送)

手順③ 書類が届いたら、記入して故人の保険証類と一緒に
郵送で提出すれば手続き完了です。
※市営住宅の解約や世帯主変更(5ページ)などは担当窓口での手続きが必要です。

郵送申請用フォーム



時間に余裕のある方で【対面】での手続きを希望する場合

(おくやみコーナーの平均手続き時間：1時間強)

おくやみコーナー（本庁）または各地域振興局でお手続き可能です。
なお各地域振興局では、税に関する手続きは本庁とのテレビ電話を通じて行います。

おくやみコーナー（本庁）

事前予約準備のために

2日以上前（土日祝除く）からの**予約**が必要です。



インターネット予約



電話予約

24時間受付



受付時間
平日9時～16時まで
(12時～13時を除く)

0598-53-4481

各地域振興局

事前に来庁日をご連絡ください。

電 話

嬉野 0598-48-3852

三雲 0598-56-7910

飯南 0598-32-2514

飯高 0598-46-7117

※ いずれの手続き方法でも手続き内容を精査するために、必要最小限の範囲で市役所の
各部署内で情報を共有しますのでご了承ください。

必要な持ち物

【亡くなられた方のもの】

回収後は手元に戻りません。
必要に応じて事前にコピーをお取りください。

- ☐ 介護保険証
- ☐ 後期高齢者医療資格確認書（または被保険者証）
- ☐ 国民健康保険資格確認書（または被保険者証）
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、受給者証等
- ☐ その他、松阪市役所から交付された証書等

※印鑑登録カードは返却、または破棄してください。

※マイナンバーカードは回収しておりませんのでご遺族の方が管理してください。

【ご遺族の方のもの】

- ☐ 来庁者のマイナンバーカードまたは運転免許証（本人確認用）
- ☐ 相続人代表者と喪主それぞれの預金通帳、認印
固定資産税や軽自動車税の納付を口座振替にしたい場合は銀行届出印も必要です。
- ☐ 葬儀社から発行された領収書、または会葬礼状
故人の年齢が75歳以上または後期高齢者医療保険加入者の場合は必ずお持ちください。
- ☐ 委任状（相続人代表者以外が来庁する場合に必要）
7ページの委任状の全項目を委任者本人が記入・自署してください。

※ 公正証書遺言、自筆証書遺言（検認済）がある場合
予約時と手続き当日、必ず最初にお申し出いただき、手続き当日は原本を提示してください。検認を受けていない自筆証書遺言は必ず事前に家庭裁判所へ申し立ててください。

重要なページ

- ☐ 年金の手続きについて・・・ P 8
※ほとんどの方が年金事務所での手続きが別途必要です（事前予約制）。
- ☐ 家や土地などの相続登記について・・・ P 20
- ☐ 相続税、税務署について・・・ P 23, 24
- ☐ 銀行の手続きに必要な書類は市役所でお答え出来ないため必ず各銀行へご相談ください。

保険証などの見本

介護保険被保険者証			
被保険者	番号		
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	三重県松阪市殿町1340番地1 (0598-53-4090) 松阪市 市松印阪 び印		

(原則、65歳以上の方)

後期高齢者医療資格確認書 若草色			
被保険者番号			
住所			
氏名			性別
生年月日			
資格取得年月日			
負担割合			
発効期日			
限度区分			
発効期日			
長期入院該当日			
特定疾病区分			
発効期日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	三重県松阪市殿町1340番地1 (0598-53-4090) 松阪市 市松印阪 び印		

(原則、75歳以上の方)

三重県健康保険 国民健康保険 資格確認書		有効期限 令和 7年 7月31日
記号	番号	9999999 (枝番) 01
氏名	松阪 太郎	
生年月日	昭和50年 1月 1日	性別
適用開始年月日	令和 6年12月 2日	
交付年月日	令和 6年12月 2日	
世帯主氏名	松阪 太郎	
住所	三重県松阪市殿町1340番地1	
保険者番号	240044	交付者名 松阪市

※世帯員の資格確認書の世帯主欄が故人名の場合は、書き換えが必要なため一緒にお持ち下さい。

おくやみコーナーのご利用について

▶【相続人代表者】とは

亡くなられた方に関する今後の通知書、徴税、還付金等について相続人を代表し責任をもって管理、対応を行う人を相続人の中から決めてください。

- ・銀行、不動産などの相続人代表者とは異なります。また、所有権や法定相続の割合を決定するものではありません。
- ・相続放棄予定の方や放棄後の方は相続人代表者になれません。

▶ 相続放棄を行う場合

家庭裁判所へ必ず申し立ててください。相続放棄後は、裁判所から送付される「相続放棄申述受理通知書」のコピーをおくやみコーナーへ郵送提出ください。

▶ 相続の相談は出来ませんので法律事務所へご相談ください。

よくある質問



「持ち物が揃っていません。すぐに手続きしないといけないですか？」

市役所の手続きは急ぎません。葬儀が終わって必要な持ち物が揃ってから2ページの手続き方法に従って手続きを行ってください。但し、生前から税を滞納している場合や市営住宅の解約を急ぎたい場合などは、担当部署へ手続き方法や期日をご相談ください。

「手続きは誰でも出来ますか？」

相続人の権利として、詳しい説明を受けたり手続きを行ったりすることが出来ます。各手続きは相続人代表者の意思表示と署名が必要です。相続人代表者が来庁出来ない場合は7ページの委任状が必要です。故人の成年後見人をされていた方も同様に手続きを行うことが出来ません。代理人として手続きを行う場合は、相続人代表者からの委任状と必要な持ち物をご用意ください。なお手続きのほとんどは【郵送】で手続き可能です。詳細は2ページをご確認ください。

「遺言書があります。市役所の手続きに必要ですか？」

公正証書遺言、または自筆証書遺言と検認証明書の原本を必ず提示してください。検認がまだの場合は必ず開封前に家庭裁判所への提出が必要です。検認を受けない場合は民法1005条により過料に処される可能性があり、遺言書を破棄、隠匿等をした場合は刑法259条、民法891条に問われ相続権を失う可能性があります。

「他市で発行した故人の保険証(資格確認書)があります。松阪市で手続き出来ますか？」

資格確認書(被保険者証)の手続きは発行元(保険者)の自治体で手続きを行う必要があります。松阪在住で他市発行の資格確認書(被保険者証)をお持ちの方が亡くなられた場合、発行元の自治体での手続きが必要です。

「世帯主変更届は必要ですか？」

2人世帯で世帯主が亡くなられた場合、もう1人の方が自動的に世帯主となるため、世帯主変更届出は必要ありません。1人世帯で亡くなられた場合も自動的に処理が行われます。世帯主変更の届出が必要になるのは、残った世帯で15歳以上の方が複数いる場合のみです。この場合は世帯主変更が必要な旨の通知が発送されます。

市役所の手続きが出来る方、出来ない方

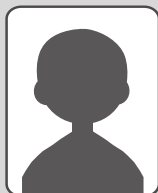
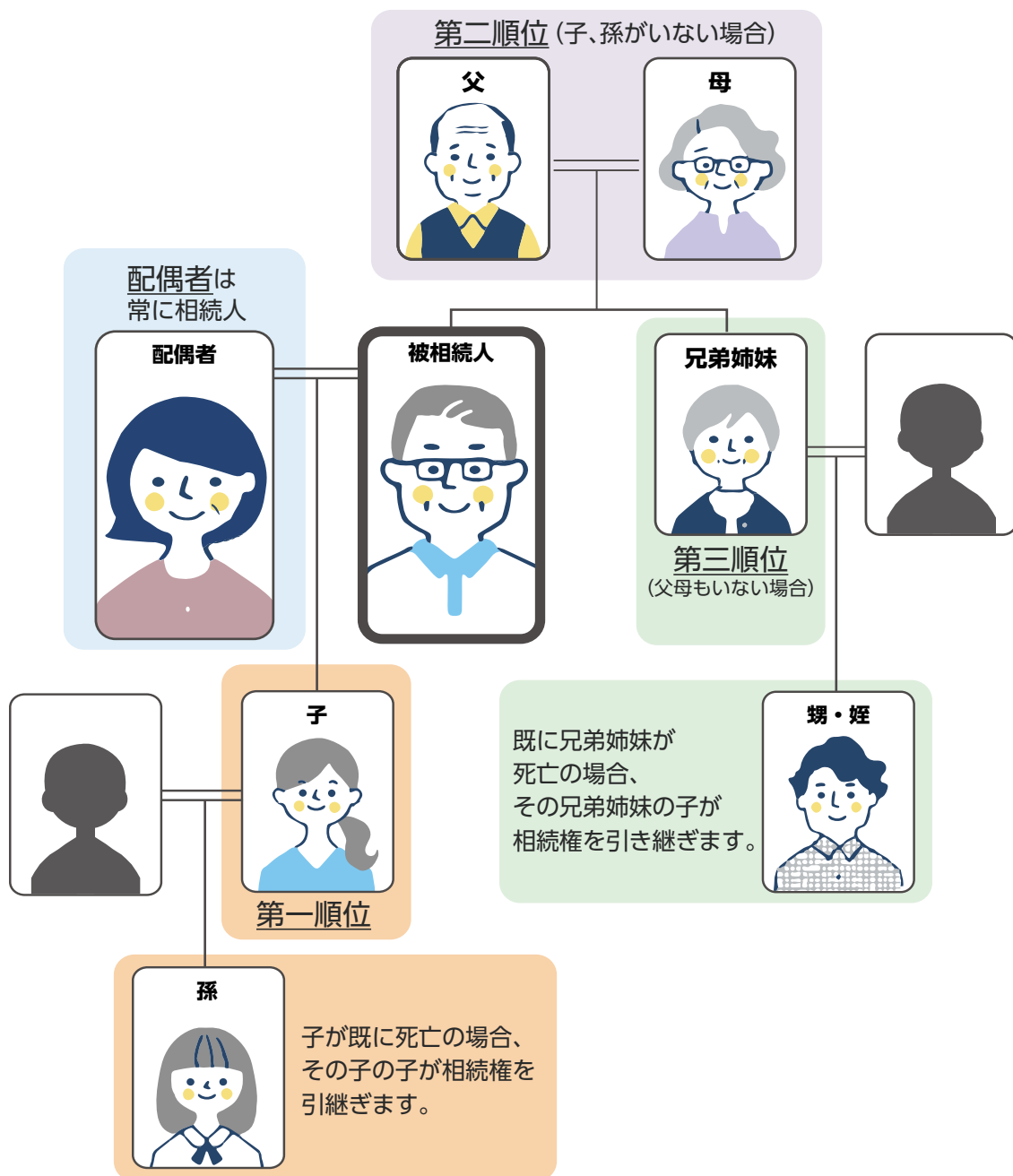
相続人になる人の順番

常に相続人となる人は配偶者（夫、妻）です。

第一順位 子がいる場合は、配偶者と子が相続人です。

第二順位 故人に子（孫）がいない場合は、配偶者と父母が相続人です。

第三順位 父母も死亡の場合は、配偶者と兄弟姉妹になります。



相続人以外の方が市役所のお手続きを行うときは、**7 ページの委任状**が必要です。
※手続きの可否についての詳細は 5 ページ参照

※必ず委任者が全ての項目(委任者、亡くなられた方、代理人、委任事項)を自書し、
原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に
連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より、3か月以内に申請してください。

委 任 状

(宛先)松阪市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

連絡先電話番号

—

—

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)※代理人についても必ず委任者自身が記入してください

住所

氏名

委任事項(委任する事項の ☐ に✓を付けしてください)

※下記の口(チェック)に✓がない場合、何も手続きができないため後日改めて再来庁する必要があります。

- ☐ 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、福祉医療、障がい福祉、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する届出
- ☐ 未支給年金又は遺族年金等の請求手続きに必要な戸籍等の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 世帯主変更に関する手続き

その他、所得証明書、固定資産評価証明書、相続手続きのための戸籍等の交付申請を委任したい場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

年金に関する手続き

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
年金	国民年金のみを受給されている方	該当する内容や遺族の状況によって市役所で手続き可能な場合があります。故人の年金番号が記載された書類（年金証書・年金ハガキ）及び請求者のマイナンバーカードをご用意ください。 （代理人が手続きする場合は、7ページの委任状をご準備ください。） また、遠方にお住まいの場合は最寄りの年金事務所へご相談ください。	保険年金課 国民年金係 1階7-2番窓口 電話：53-4044 各地域振興局地域住民課 最寄りの年金事務所
	国民年金 厚生年金 遺族年金など 複数の年金を受給されている方	年金事務所での手続きが必要です。事前予約制となっているため、必ず予約を行い、手続きの進め方や必要書類についてご相談ください。 ※郵送での手続きが可能な場合もあります。 年金事務所は ネット予約が可能です。 	予約専用電話（全国共通） 電話：0570-05-4890 松阪年金事務所 電話：51-5115 音声ガイダンス①→②
	共済年金を受給されている方	各共済組合へ直接お問い合わせください。	
	企業年金を受給されている方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会（年金相談室）へお問い合わせください。 電話 0570-02-2666	
	農業者年金を受給されている方	みえなか農協各支店 又は 農業委員会事務局（53-4136）へお問い合わせください。	
	国債を （戦没者弔慰金） 受給されている方	記名変更の手続きが必要です。証券の裏に記載されている郵便局へ手続きの進め方や必要な持ち物をご相談ください。	
	恩給を受給されている方	総務省恩給相談窓口（03-5273-1400）へお問い合わせください。	

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
高齢者	緊急通報装置の貸与がある方	装置の撤去、返還が必要です。 右記へご連絡ください。	国際セーフティー株式会社 電話：059-224-9000
介護	65 歳以上の方 又は 要介護認定を受けている方	【手続き】 介護保険被保険者証等の返還 ※生命保険等の請求に必要な場合がありますので、 必要な方はコピーを取っておいてください。 相続人代表届 介護保険料の精算 要介護認定申請取下届（該当の方）	介護保険課 1 階 2 番窓口 電話：53-4091 各地域振興局地域住民課
保険	国民健康保険に加入されている方	【手続き】 資格確認書（保険証）及び各種認定証の返還 保険給付に関する誓約書 葬祭費支給申請 【必要なもの】 ※葬祭費の申請に葬祭の領収書、会葬礼状等が必要になることがあります。	保険年金課 国民健康保険係 1 階 7 - 1 番窓口 電話：53-4043 各地域振興局地域住民課
	後期高齢者医療保険に加入されている方	【手続き】 資格確認書（保険証）及び各種認定証の返還 保険料に関する相続人代表届 葬祭費支給申請 高額療養費等の振込口座の変更 【必要なもの】 葬儀の領収書又は会葬礼状	保険年金課 高齢者保険係 1 階 7 - 3 番窓口 電話：53-4068 各地域振興局地域住民課

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
税	市・県民税が課税されている方	相続人代表者指定届 ※これまでの所得等について申告の必要がある場合は、市・県民税申告書（1月2日以降に亡くなられた場合）又は所得税等の（準）確定申告書の提出が必要です。	市民税課 2階3番窓口 電話：53-4027
	原付などの 松阪市ナンバー の車両を所有 している方	【手続き】 名義変更又は廃車 【必要なもの】 ・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に松阪市ナンバーを変更したいとき） その他、必要な書類は担当課にてご説明します。また、軽自動車税（種別割）は4月1日時点の所有者に課税されますので、名義変更、廃車等は早めの手続きをお願いします。	市民税課 2階3番窓口 電話：53-4026
	固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定届	資産税課 2階4番窓口 電話：53-4033
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更 必要書類は担当課にてご説明します。	
	納税している方 （納税義務者・ 納税管理人・ 相続人代表等）	【手続き】 今後の納税に関する手続き （振替口座の変更等） 【振替口座の変更に必要なもの】 ・預貯金通帳等 ・口座届出印	収納課 2階1番窓口 電話：53-4021

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
障がい	各手帳、受給者証などをお持ちの方	手帳 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 受給者証 自立支援医療（精神通院等）、 障害福祉サービス、地域相談支援、 障害児通所支援 上記の中で該当するものを返還	障がい福祉課 1階8番窓口 電話：53-4082 各地域振興局地域住民課
	右記のものをお持ちの方	自動車燃料費助成給油券 三重おもいやり駐車場利用証 重度心身障がい者タクシー乗車券 重度身体障がい者福祉タクシー乗車券 上記の中で該当するものを返還	
	三重県心身障害者扶養共済制度に加入している方	手続き内容や必要書類は状況により異なります。事前にお問い合わせください。	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届 又は 未支給請求書の提出 (受取人の通帳が必要)	
	障がい者紙オムツの給付を受けている方	資格喪失届の提出	
	障がい者医療費助成を受給している方	資格喪失届 受給資格証の返還 振込口座の変更等	保険年金課 1階7-4番窓口 電話：53-4046 各地域振興局地域住民課

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
こども	こども医療費助成を受給している方	受給資格証の返還	保険年金課 1階7-4番窓口 電話：53-4046 各地域振興局地域住民課
	こども医療費助成を受給している方の保護者の方	世帯員の変更、振込口座の変更	
	一人親家庭等医療費助成を受給している方	受給資格証の返還、振込口座の変更	
	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅、未支払手当請求等 ※手続きの詳細や必要なものは個別の状況に応じて担当課にてご説明します。	こども未来課 こども手当・給付係 1階11番窓口 電話：53-4081 各地域振興局地域住民課
	児童手当を受給している方		
	児童扶養手当支給対象の児童の方		
	児童扶養手当を受給している方		
	保育園幼稚園 認定こども園 認可外保育施設等 在園児の保護者の方	施設等利用給付認定変更申請 振替口座の変更	こども未来課 保育幼稚園係 1階11番窓口 電話：53-4083 各地域振興局地域住民課

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
市営住宅	名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される方	市営住宅入居承継手続き	住宅課 2階8番窓口 電話：53-4163
	名義人が亡くなり、市営住宅を退去される方	市営住宅返還（退去立会が必要）	
	市営住宅に入居の同居者が亡くなられた方	【手続き】 市営住宅同居者異動届出書 【必要なもの】 市営住宅入居者緊急時の連絡先	
上下水道	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	【手続き】 汚水排除量（変更）申告書	上下水道総務課 料金係 第3分館1階 電話：53-4372
	受益者負担金を納付中又は猶予中の方	【手続き】 受益者変更届の提出 【必要なもの】 ・新たな受益者となる方の印鑑（認印） ・口座登録を希望される方は、預金通帳、銀行印	上下水道総務課 料金係 第3分館1階 電話：53-4133

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
墓地	篠田山霊苑自由墓地・納骨堂を使用している方	墓地使用権継承申請 納骨堂承継使用申請	環境課 墓苑係 (篠田山斎場) 電話：29-1317
浄化槽	飯南飯高管内において、松阪市管理の浄化槽を使用している方	使用者変更届、休止届 上下水道料金等口座振替納付依頼書	西部水道浄化槽事務所(飯高) 電話：46-7123 飯南地域振興局地域住民課
犬	犬を所有している方	所有者変更手続き	環境課 保全係 (第4別棟) 電話：53-4067 各地域振興局地域住民課
ごみ	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	「ごみ処理申込書」の事前記入をお願いします。持込に関しては、16ページをご確認ください。	清掃施設課 松阪市クリーンセンター (桂瀬町751番地) 電話：36-0975
農業集落排水	農業集落排水処理施設を使用している方	排水設備使用者変更届又は排水設備使用届 上下水道料金等口座振替納付依頼書 【次の地区で使用している方】 小野町、高木町、稲木町、嬉野須賀町、嬉野川北町	【小野町・高木町・稲木町】 上下水道総務課 第3分館1階 電話：53-4372 【嬉野須賀町・嬉野川北町】 北部上下水道事務所(三雲) 電話：56-7906
農地	農地を相続された方	相続登記完了後、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。詳細は右記へお問い合わせください。	農業委員会事務局 4階 電話：53-4136
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	【手続き】 相続登記完了後、森林の土地の所有者届出書の提出が必要です。 【必要なもの】 ・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 ・相続された方の印鑑(認印)	林業振興課 林業振興係 (飯高) 電話：46-7124

制度のご案内

対象者	制度概要	手続き先
18 歳未満の児童がいる方 (満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童)	【児童扶養手当】 父又は母が死亡し、今後児童を養育していく父又は母が、認定請求出来る場合があります。 ※障がいのある児童の場合、対象年齢が 20 歳未満まで引き上げられることがあります。	こども未来課 こども手当・給付係 1 階 11 番窓口 電話：53-4081 各地域振興局地域住民課
	【一人親家庭等医療費助成】 一人親家庭等に対して医療費の助成があります。	保険年金課 1 階 7 - 4 番窓口 電話：53-4046 各地域振興局地域住民課
公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	【就学援助】 経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。	学校教育課 第 2 分館 1 階 教育委員会事務局 電話：53-4389 北部教育事務所 (嬉野ふるさと会館内) 西部教育事務所 (飯南地域振興局別棟)

松阪市クリーンセンターへのごみ持ち込みについて

持ち込み可能な日

月曜日

火曜日

水曜日

木曜日

金曜日

第3
日曜日

※ 12月のみ第2日曜日

(年末年始、祝日を除く) ※月曜日の祝日、水曜日の祝日は持ち込み可能

松阪市クリーンセンター 住所：松阪市桂瀬町 751 番地

電話：0598-36-0975

時間

8時30分～12時00分 / 13時00分～16時30分

処分手数料

家庭系ごみ 100kg までは無料。超えた分 10kg につき 150 円が必要。

ごみ処理申込書

- ・ごみ処理申込書が必要になります。申込書は次ページをご利用いただくか、松阪市クリーンセンターのホームページからオンライン申請してください。
 - ・ごみの受け入れ基準（ごみ種別、ごみの大きさ等）については、松阪市クリーンセンターのホームページをご確認いただくか、お電話にてお問い合わせください。
 - ・同居家族か親族しか持ち込み出来ません。親族が持ち込まれる場合、亡くなられた方名義の公共料金の領収書等（ごみが発生した住所が確認出来るもの）が必要になります。
- ※松阪市外からのごみや産業廃棄物は持ち込めません！

松阪市
クリーンセンター



家電リサイクル製品

- (1) 家電リサイクル製品を指定引取り場所へ直接持ち込む場合
郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引取り場所へ持ち込んでください。
【近隣の指定引取り場所】
【協和運送有限会社松阪倉庫】 【株式会社タヤマ】
松阪市上川町 3 1 1 4 番地 1 又は 津市高茶屋小森上野町字南浜替 1 1 4 3 番地
☎ 0 5 9 8 - 6 1 - 0 8 8 8 ☎ 0 5 9 - 2 3 4 - 8 6 6 6
- (2) 家電リサイクル製品を松阪市クリーンセンターへ持ち込む場合
郵便局でのリサイクル料金とは別に運搬手数料が発生します。詳細は松阪市クリーンセンターにお問い合わせください。また、松阪市リサイクルセンター（町平尾町）への持ち込みは出来ません。

ごみ処理申込書

宛先 松阪市長

この申込書は1日ごと、お車1台に1枚ご用意ください。

日付	年 月 日 (曜日)	本日持込予定回数	回
申込者 下記の注意事項に同意した上でご記入下さい。	住所		
	フリガナ		
	氏名 (企業名・団体名)		
	電話番号		
☐ 家庭生活から発生したごみの持込みを松阪市収集運搬許可業者に委託します。※			
以下の質問に必ずご回答ください。			
① ごみの発生場所は申込者住所と同じですか？ (注)発生場所の確認ができる書類等の提示をお願いします。 ☐ はい ☐ いいえ			
② 持込車両の運転手は申込者と同じですか？ (注)他人のごみを代理で持込むことはできません。 ☐ はい ☐ いいえ			
③ 持込車両のナンバーをご記入下さい。 (注)原則 全長6m(扉含む)未満の3トン車まで持込可能 (例) 三重 3 0 0 あ ・ 5 - 3 0			
☐ 乗用車 ☐ トラック 等			
④ 発生区分はどちらですか？ ☐ 家庭ごみ …… 家庭生活から出るごみ ☐ 事業ごみ …… 家庭生活以外(農業・漁業・イベント等を含む)から出るごみ			
⑤ 持込みのごみを選んで下さい。 (注)持込可能なサイズにして下さい。(ごみ分別ガイドブック参照) ☐ 燃えるごみ(1m未満) ☐ 草・枝 ☐ プラ製品 ☐ 1m以上の木製品 ☐ 燃えないごみ ☐ ソファー ☐ スプリングマット ☐ 危険ごみ			
松阪市クリーンセンターごみ受入基準注意事項 (記入前に必ずお読みください。) ・ごみ受付の際、申込者の本人確認(ごみ発生場所の住所確認)ができる書類等をご提示ください。 ・事業活動で発生したごみを持込む場合は社員証、名刺等の提示をお願いする場合があります。 ・他人のごみを持込むことはできません。ご自身で持込むか(同乗も受付可能)または松阪市収集運搬許可業者にご依頼ください。 ・事業活動で発生したごみを家庭生活上で発生したごみと偽った場合や産業廃棄物は、お持ち帰りいただきます。 ・持込み頻度や物によっては、ごみの中身を確認させていただいたり、発生状況についてお尋ねすることや、市職員による現地確認を実施する場合があります。また他市町村の指定ごみ袋はご利用いただくことはできません。 ・「松阪市クリーンセンターごみ受入基準(9)受け入れできるごみ」に該当しないごみは、受け入れできません。 ・家庭生活上で発生したごみの運搬を松阪市収集運搬許可業者に委託する場合は、排出者が作成した本申込書を収集運搬許可業者が松阪市クリーンセンターへ必ずご提出ください。その際本人確認は省略できますが、ごみの内容の確認のため市から申込者へ連絡させていただく場合があります。 (松阪市クリーンセンター ☎:36-0975)			
備考欄			
(クリーンセンター担当者が記入します。) 本人確認(ごみ発生場所の住所確認): 済 ・ 未 ()			

お預かりした個人情報はごみの適正な処理の目的にのみ使用させていただきます。

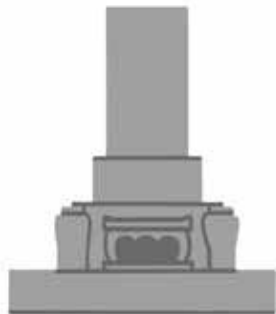
改葬（お墓の引越し）の手続き方法について

一度納骨をされた墓地（納骨堂）から遺骨を別の墓地（納骨堂）に移すことを「改葬」といいます。改葬を行うには、現在遺骨がある墓地（納骨堂）所在地の市町村が発行する「改葬許可書」が必要になります。改葬の手続きについては現在遺骨がある墓地（納骨堂）所在地の市町村でおたずねください。

松阪市内の墓地（納骨堂）から遺骨を移される場合の手続きは以下の通りです。

- 手順① 改葬許可申請書を記入する。
（改葬許可申請書はホームページからダウンロード出来るほか、環境課墓苑係（篠田山斎場）各地域振興局地域住民課の窓口で配布しています。）
- 手順② 現在遺骨がある墓地（納骨堂）の管理者に改葬許可申請書を提示し、証明欄に記入・押印してもらう。
- 手順③ 環境課墓苑係（篠田山斎場）または各地域振興局地域住民課に改葬許可申請書を提出する。
- 手順④ 改葬許可書が発行される。
（改葬許可書の発行には1週間～10日程度を要します。）
- 手順⑤ 現在遺骨がある墓地（納骨堂）の管理者に改葬許可書を提示し、遺骨を取り出す。
（改葬許可書は改葬先に提出することとなりますので、大切にお取り扱いください。）

- ・改葬先での納骨手続きについては、改葬先の墓地（納骨堂）管理者におたずねください。
- ・土葬の遺体を改葬する場合、納骨前に火葬が必要となる可能性があります。
事前に改葬先の墓地（納骨堂）管理者にご確認ください。



改葬（お墓の引越し）について



空き家になってしまった場合は・・・

空き家には定期的な管理が不可欠です

管理せずに放置すると、防災面、防犯面、衛生面などの様々な問題を引き起こすおそれがあります。周辺に迷惑をかけないように、所有者や相続人の方の責任において定期的な管理をお願いします。また、空き家であっても相続登記の手続きが必要です。



空き家管理のチェック項目

ご自身による管理が難しい場合は、空き家管理業者や修繕業者に相談しましょう。

☐	屋根（瓦やアンテナの破損 等）	☐	雨どい（水漏れ、ハガレ、落下 等）
☐	外壁（破損、穴、ハガレ 等）	☐	窓・ドア（ガラスの割れ、破損 等）
☐	基礎・土台（ヒビ、腐り 等）	☐	家のなか（雨漏り、カビ、床の傾き 等）
☐	家のまわり （塀の傾き、雑草や樹木の繁茂・越境、害虫などの発生、郵便物の滞留、不法投棄 等）		

空き家の利活用について

使用する予定のない空き家については、早めに「売却・賃貸」「解体」などをご検討ください。

売却・賃貸

売却・賃貸を検討される場合は、不動産業者に相談するか、松阪市の空家バンクへの登録をご検討ください。

松阪市の空家バンクの問い合わせ先

空き家のある地域（飯南、飯高、嬉野（宇気郷、中郷）の中山間地域）
「空家バンク制度」【担当：まつさか移住交流センター 電話：68-9782】

空き家のある地域（上記以外の市内全域）
「まちなか空家利活用促進制度」【担当：建築開発課 空家対策係 電話：53-4174】

解体

売却・賃貸が困難な場合は、解体して土地を駐車場や家庭菜園などに利活用する方法もあります。解体を検討される場合は、解体業者にご相談ください。

松阪市では解体工事の費用を一部助成する補助制度が2種類あります。各補助制度のご利用には条件がありますので、解体業者と契約する前に各担当までご相談ください。

- ①木造住宅除却制度 【担当：防災対策課 電話：53-4034】
- ②不良空家等除却促進補助金 【担当：建築開発課 電話：53-4174】

空き家に関する相談窓口：第1分館 建築開発課（電話：53-4174）

令和6年4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

ステップ ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 相続の際には、遺産分割を早期に行い、相続した土地や建物の相続登記を早めに済ませることがおすすめです。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

新制度について、
詳しくはコチラ！



登記手続きについて、
詳しくはコチラ！

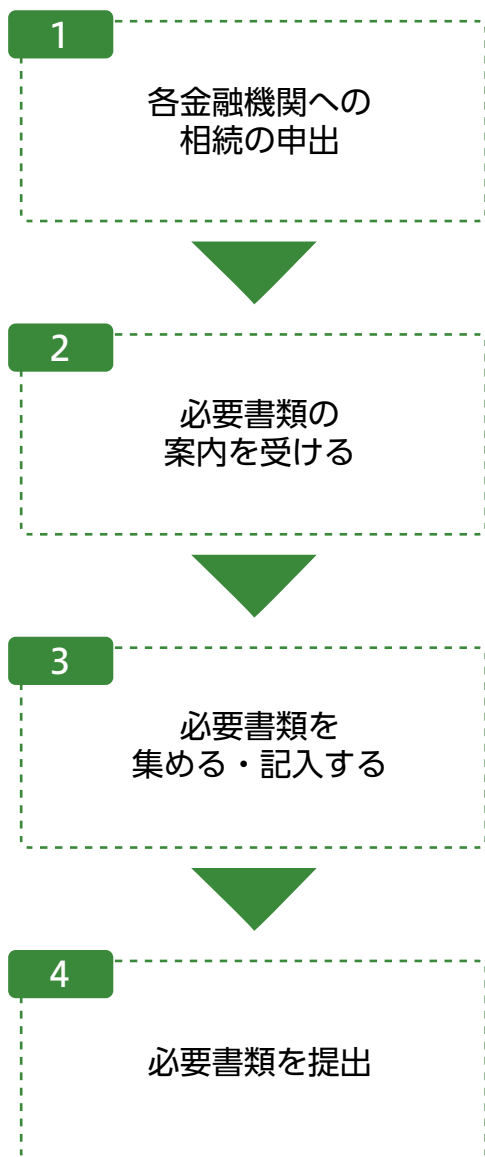


三重県司法書士会
ホームページ等はコチラ！



金融機関での相続手続きの進め方の例

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ



各金融機関に口座名義人が亡くなったことをご遺族から伝えます。この連絡以降は口座が凍結され、原則、入出金が出来なくなります。※市役所から金融機関への連絡は一切していません。

※あくまで一例です。必要な書類は各銀行、証券会社等によって異なる為、市役所ではお答え出来ません。必ず各金融機関に確認してください。

- 亡くなられた方の預金通帳等
- 相続人全員を証明する戸籍 又は 法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)
- 相続人全員の印鑑登録証明書
- 金融機関所定の相続届出用紙 (相続人全員がそれぞれ直筆で名前、住所等を記入し、実印で捺印する必要があります。)

自筆遺言書がある場合

家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、遺言書を開封せずに、家庭裁判所へお申出ください。

また、法務局に保管されている場合は、法務局へお問い合わせください。



公正証書遺言書がある場合

遺言書の内容によって、必要な書類が異なるため、各金融機関にお問い合わせください。



相続人全員を証明する戸籍とは？

一般的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原）謄本を集めたものです。出生から死亡までの戸籍を揃えることで、婚姻、子、養子縁組の有無等がわかる為、誰が法定相続人であるかを示すことができます。

但し、ご遺族の状況によっては、集める戸籍の範囲が広がる場合があります。

※亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に取得出来るようになります。

※戸籍の取得には、対象者の氏名、本籍地、筆頭者を正確に記入することが必要です。事前にご確認のうえ、申請ください。

法定相続情報一覧図の写しとは？

相続人が法務局に必要な書類（亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍等、相続関係一覧図等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。

法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください。



津地方法務局松阪支局 電話番号：0598-53-1501

印鑑登録証明書とは？

市役所に登録された印鑑（実印）であることを証明するものです。松阪市に登録済みの方が、市役所の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録カードの提示が必ず必要です。

未登録の場合やカードを紛失された場合は、登録申請が必要です。



相続税について

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。 電話番号（ナビダイヤル）：0570-00-5901

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことは出来ません（注）

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことが出来ます。

23、24 ページの内容は国税庁のホームページを参考に記載しています。

- ・ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm>
- ・ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>
- ・ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

準確定申告について

手続き方法

亡くなられた方に1月1日から死亡日まで所得があった場合、相続人が亡くなられた方の所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

申告の対象となる条件は様々ですが、その一部を以下に例示します。
手続きの流れや必要書類についての相談は税理士や最寄りの税務署へ早めに相談してください。

- ・死亡月までの年金受給額が年間400万円を超える場合
- ・年金以外に不動産賃貸収入、会社からの給与など複数の収入があった場合
- ・個人事業主として亡くなる直前まで事業を営んでいた場合
- ・亡くなる直前に家、土地、株式などの大きな資産を譲渡、売却した場合
- ・亡くなるまでの医療費控除を受けたい場合

持ち物

メモ

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

手続き方法

持ち物

利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

区分	対象	手続き概要	手続き先
その他市役所以外で行う手続き（相続等）	遺言書	【検認・開封】 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 必要書類については、右記へお問い合わせください。	津家庭裁判所 松阪支部 (松阪市中央町 36-1) 代表：0598-51-0542 【旧嬉野町・旧三雲町管轄】 津家庭裁判所 家事係 (津市中央 3-1) 電話：059-226-4711
	相続放棄	相続放棄の申立 相続放棄は、相続を知った日から 3 か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	
	生命保険等	死亡保険金請求、名義変更等が必要です。保険会社や契約内容によって必要書類が異なる為、加入していた会社へお問い合わせください。	加入していた生命保険会社 又は代理店
	損害保険等		
	預貯金口座	相続手続きについて、金融機関・取引状況等によって必要書類が異なるため、必ず各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関等
	株式等		証券会社等
	普通自動車 軽自動車 二輪 (125cc 超)	名義変更や廃車等の手続きについては、右記へお問い合わせください。 手続きを依頼したい場合は、自動車販売業者や整備業者などへご相談ください。	【軽自動車】 軽自動車検査協会 (津市) 電話：050-3816-1779 <音声ガイダンス> 【普通自動車】【二輪】 中部運輸局三重運輸支局 (津市) 電話：050-5540-2055 <音声ガイダンス>

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象	手続き概要	手続き先
その他市役所以外で行う手続き (相続等)	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継又は解約が必要です。 NTT 西日本の場合は、右記へお問い合わせください。	NTT 西日本 固定電話からは 局番なし 116 携帯からは 0800-2000116
	NHK 受信料	名義変更・解約の手続きが必要です。 右記へお問い合わせください。	NHK 津放送局 電話：059-229-3002
	NHK 受信料の免除を受けている方	NHK 受信料の名義変更、解約 NHK へご連絡ください。	
	ETC利用者 有料道路障害者割引を受けている方	障害者割引の登録削除が必要です。 有料道路 ETC 割引登録係にご連絡ください。	有料道路 ETC 割引 登録係 電話：045-477-1233
	上下水道料金	名義変更・開栓・閉栓については右記の 上下水道お客様センターに連絡し、手続きを行ってください。	上下水道お客様センター (川井町 498 番地 3) 電話：0598-31-2258
	電気・ガス 携帯電話 インターネット クレジットカード ケーブルテレビ	名義変更又は解約の手続きが必要です。 各契約会社にお問い合わせください。	

手続き方法

持ち物

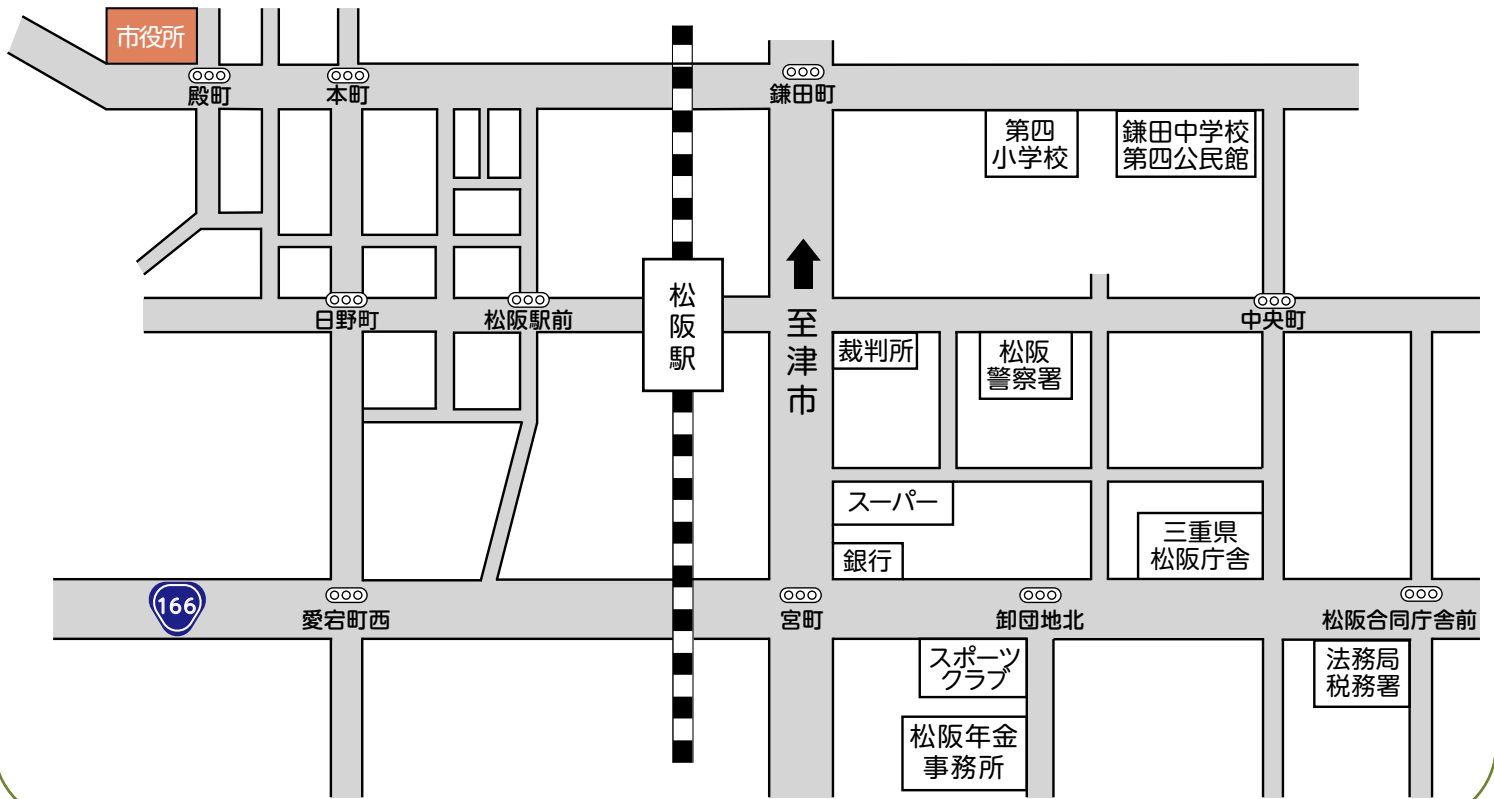
利用について・委任状

市役所の手続き

市役所以外の手続き

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dashed lines.

案内図



発行：松阪市（2025 年 5 月作成）

編集／制作：株式会社鎌倉新書

※広告主及び広告内容を松阪市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。